

令和6年7月20日

関与先様 各位

佐藤誠三税理士事務所
行政書士佐藤誠三事務所
税理士・行政書士 佐藤誠三

インボイス制度対応支援金のお支払について

標記のことについて、下記のとおり定めます。

記

第1条(目的)

- ① この細則は、当分の間、当事務所が適格請求書発行事業者の登録をしないことによって生じる関与先様の負担を軽減することを目的とし、インボイス制度対応支援金(以下、支援金)のお支払に関する事項を定めます。

第2条(対象とする関与先様)

- ① 当事務所は、別途定める要件に該当する関与先様に対して支援金をお支払します。

第3条(お支払金額)

- ① 当事務所がお支払する支援金の金額は、別途定める方法によって計算するものとします。
- ② 前項の方法によって計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとします。

第4条(細則に定めのない事項)

- ① この細則に定めのない事項については、別途定めます。

第5条(施行)

- ① この細則は、令和6年7月20日に施行します。

以上